

# 2013年10月 「リビングFIT」改定のご案内

保険始期日が2013年10月1日以降となるご契約から、「リビングFIT」を改定します。  
改定の主な内容について、以下のとおりご案内いたします。

## 1. 約款構成の変更

- 普通保険約款を「ホームライフ総合保険」から「賃貸住宅居住者総合保険」に変更します。併せて、賃貸住宅に居住する方にとって必要な補償を普通保険約款にまとめることで約款構成をシンプルにしました。

【改定前】		→	【改定後】	
普通 保 険 約 款	自宅内家財補償条項 損害保険金		家財条項 損害保険金	普通 保 険 約 款
	費用補償条項 各種費用保険金	費用条項 各種費用保険金		
	基本条項	賠償条項 個人賠償保険金 借家賠償保険金		
特 約	個人賠償責任総合補償特約	基本条項		
	借家人賠償責任総合補償特約 (借家人賠償・修理費用)			

## 2. 家財の補償に関する改定点

### ①保険の対象の範囲拡大

次のとおり、保険の対象の範囲を拡大しました。

【改定前】	【改定後】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人（保険証券記載の被保険者）が所有する家財</li> <li>・被保険者と生計を共にする親族の家財</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記名被保険者が所有する家財</li> <li>・記名被保険者の親族または記名被保険者の同居人<sup>(注)</sup>が所有する家財</li> </ul> <p>(注)「同居人」は賃貸借契約上の同居人に限ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ポイント 保険の対象となる家財の所有者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■親族の範囲から「生計を共にする」条件を削除。</li> <li>■記名被保険者の同居人を追加。</li> </ul> </div>

### ②保険金をお支払いしない（保険の対象とならない）家財の追加

次表「事故の種類」に該当する事故による損害に対して「補償の対象とならない家財」を追加しました。

事故の種類	補償の対象とならない家財として追加された物
すべての事故	証書（運転免許証、パスポートを含みます）
破損、汚損等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジコン模型およびその付属品</li> <li>・眼鏡、補聴器</li> <li>・携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品</li> </ul>

### ③「風災、雹災、雪災」と「破損、汚損等」事故の支払限度額と免責金額の変更

「事故の種類」ごとの支払限度額と免責金額を次表のとおり改定しました。

事故の種類	【改定前】		【改定後】	
	支払限度額	免責金額	支払限度額	免責金額
風災、雹災、雪災	保険金額	3千円	保険金額	なし
破損、汚損等	30万円	3万円	50万円	1万円

### ④盗難補償の対象となる家財および限度額の変更

盗難を補償する「保険の対象」として「印紙、切手」を追加し、「支払限度額」を次表のとおり改定しました。

【改定前】		【改定後】	
保険の対象	支払限度額	保険の対象	支払限度額
通貨、小切手	20万円	通貨、小切手 印紙、切手、乗車券等	30万円
乗車券等	5万円		
預貯金証書	200万円 <sup>(注)</sup>	預貯金証書	300万円 <sup>(注)</sup>

(注) 家財保険金額の方が小さい場合は、家財保険金額が限度となります。

### 3. 費用と賠償の補償に関する改定

#### ①費用保険金の一部見直し（改定・廃止）

◆次の費用保険金について、次表のとおり改定しました。

費用保険金	【改定前】	【改定後】
事故時諸費用保険金 (臨時費用保険金)	「損害保険金×30%」を補償 (専用住宅の場合：100万円、併用住宅の 場合：500万円が限度)	「損害保険金×30%」を補償（専用住宅・ <b>併用住宅を問わず、100万円が限度</b> ) ※「事故時諸費用保険金」に名称変更
残存物取片づけ費用 保険金	「損害保険金×10%」を限度に実費を補償	損害保険金の一部として補償
失火見舞費用保険金	「1被災世帯あたり50万円」を定額補償 (1回の事故につき保険金額の20%限度)	1被災世帯あたり30万円を限度に実際に支出 した見舞金等の実額を補償 (1回の事故につき損害保険金の30%限度)

◆「修理付帯費用保険金」と「特別費用保険金」は廃止しました。

#### ②借用住宅修理費用および借家賠償の支払限度額・免責金額の変更

借用住宅修理費用および借家賠償にかかる支払限度額と免責金額を以下のとおり改定しました。

⇒免責金額は、「破損、汚損等」の事故に対してのみ適用され、免責金額は1万円となります。

【借用住宅修理費用（修理費用）】

【改定前】		【改定後】	
支払限度額	免責金額	支払限度額	免責金額
100万円	3千円	300万円	下記以外：なし 破損、汚損等：1万円

【借家賠償】

【改定前】	【改定後】
免責金額	免責金額
火災、破裂・爆発：なし	下記以外：なし
上記以外：3万円	破損、汚損等：1万円

#### ③個人賠償の補償の改定

日常生活にかかる事故の補償対象地域を日本国内に限定しました。（改定前は日本国外も補償。）

#### ④個人賠償・借家賠償における被保険者の範囲の変更

◆被保険者となる方の範囲を変更しました（個人賠償の例）。

【改定前】	【改定後】
ア. 本人（保険証券記載の被保険者） イ. 本人の配偶者 ウ. 本人または被保険者と <b>生計を共にする</b> 親族	ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者と同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚 <sup>(注)</sup> の子 オ. 上記ア. からエ. 以外の記名被保険者の <b>同居人</b> (注) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

### 4. その他

#### ①特約名称の変更

「借戸室の保険終期に関する特約」を「借用住宅の保険終期に関する特約」に、「明記物件補償特約（自宅内家財補償条項用）」を「家財明記物件特約」に名称変更しました。

#### ②貴金属・家財明記物件にかかる保険金支払基準の変更

貴金属、宝石、書画、骨董等に関する保険金支払基準について、時価額から再調達価額に改定しました。

#### ③保険料について

**保険料については、2013年10月以降も変更はありません。**

※このご案内は2013年10月改定の概要をご説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間：平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com/